

## 9 番号制度（国税分野）に関するよくある「ご質問」

**Q** 法定調書等を提出する際、必ず個人番号を記載しなければならないの？

**A** 番号法整備法や税法の政省令の改正により、国税当局に提出される申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号を記載することが義務付けられています。したがって、申告書等を提出される際には、その提出される方や、扶養親族など一定の方に係る番号の記載が必要となります。



事務取扱担当者



**Q** 個人番号の提供を受けられない場合、どう対応すればよいのか？



取扱責任者

**A** 法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。それでもなお、提供を受けられない場合には、提供を求めた経緯等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは、提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。



**Q** 個人番号を記載していない書類は、税務署で受理されないのか？

**A** 申告書や法定調書等の記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません。



**Q** 個人番号が記載された書類などの漏えいがあった場合、その管理・保管をしていた法人の代表者や担当者は罰せられるの？

**A** 個人番号が漏えいした場合の罰則の適用は故意犯を想定したものとなっており、法人の代表者等が担当者（個人番号を扱う者）の指導等の一定の安全管理措置を講じていれば、意図せずに個人番号が漏えいしたとしても、直ちに罰則の適用となることはないと言われています。なお、個人番号を取り扱う者が正当な理由なく故意に個人番号を含む情報を漏えいさせた場合には、刑事罰が科せられることとなります。



## ◎社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

### 社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> (マイナンバー)
- マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178  
※ ナビダイヤルは通話料がかかります。 平日9時30分～22時  
土日祝日9時30分～17時30分（年末年始を除く。）

### 国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

- 国税庁ホームページのトップページ上段の [社会保険・税番号制度<マイナンバー>](http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm) をクリック <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>
- 国税庁法人番号公表サイト <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>  
最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください。



# 法人事業者のための 社会保障・税番号制度について

## 1 社会保障・税番号制度が始まります

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。国税の分野においては、平成28年1月から順次番号利用が開始され、申告書や法定調書などの税務関係書類を提出される方は、これらの書類に番号を記載することが必要となります。

## 2 法人番号の概要

- 法人※には、1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、登記上の所在地に通知されます。個人番号（マイナンバー）と異なり、法人番号は、どなたでも自由に利用できます。
- ※ 法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。なお、法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。

「法人番号」について詳しくはこちら

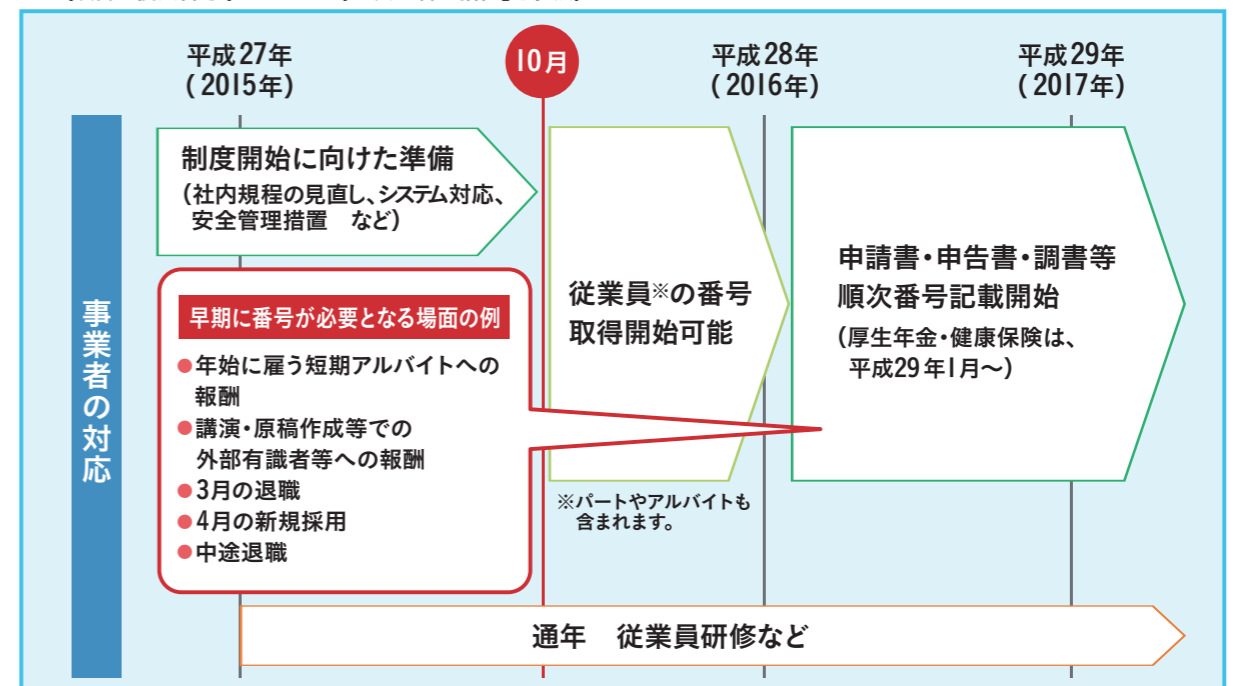
法人番号 国税庁 検索

## 3 法人事業者のための準備スケジュール（例）

無理なく万全な対策を整えるため、計画的な準備が必要です。スケジュールを確認し、状況をチェックしながら準備を進めていきましょう。

### 準備のために必要な手順

- マイナンバーの「利用ケース」を洗い出しましょう。（下記の表「早期に番号が必要となる場面の例」を参照）
- 「利用スケジュール」を確認しましょう。（下記の表を参照）  
いつまでに従業員のマイナンバーを取得すればよいかを確かめましょう。
- マイナンバーの取得に向けて「安全管理措置」を検討しましょう。  
（項目7「個人番号（マイナンバー）の安全管理措置」を参照）



## 4 個人番号（マイナンバー）の利用・提供

- 法人事業者は、「税」及び「社会保障」に関する書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、従業員（アルバイト等含む）や取引先に対して、マイナンバーの提供を求めることができます。

※ マイナンバーの利用範囲は、プライバシー保護等の観点から、その利用が制限されています。

### 番号を記載して申告書や調書等を提出するイメージ



## 5 個人番号（マイナンバー）の取得

法人事業者は、取引先や従業員（アルバイト等含む）の個人番号（マイナンバー）を取得する際は、他人のなりすまし等を防止するため、厳格な「本人確認」を行う必要があります。

また、取得する場合は、「利用目的」をきちんと「明示する」必要があります。

※ 従業員が、扶養親族の個人番号（マイナンバー）を記載した書類を提出する場合は、従業員自身が扶養親族の「本人確認」を行うこととなるため、法人事業者が扶養親族の「本人確認」を行う必要はありません。

なお、本人確認は、次の「必要となる書類例」の1又は2により行うこととなります。

### 本人確認を行う場合に必要となる書類の例

- 1 個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
  - 2 通知カード（番号確認）＋ 運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）※
- ※ 写真表示のない身分証明書等による身元（実存）確認の場合には、2種類の書類が必要となります。  
（国税分野における本人確認措置についての詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。）

## 6 個人番号（マイナンバー）の保管・廃棄

- マイナンバーは、必要がある場合に限り、保管し続けることができます。

・ 翌年以降も継続的に雇用契約がある場合  
・ 一定の保存が義務付けられている場合 など

- 不必要になったら、できるだけ速やかに廃棄・削除しなければなりません。

・ マイナンバーを事務で利用しなくなった場合  
・ 保存期間を経過した場合 など

年度ごとにファイリングするなど、廃棄や削除を前提に、「保管体制」を確認してみましょう。



## 7 個人番号（マイナンバー）の安全管理措置

- マイナンバーを含む個人情報の漏えい・紛失を防ぐために、事業内容や規模に合わせた対応をする必要があります。

### 講ずべき安全管理措置の項目

#### 1 基本方針の策定

特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定してください。

#### 2 取扱規程等の見直し等

特定個人情報等の具体的な取扱いを定めるため、取扱規程等（訓令・事務運営指針等）の見直しを行うなど、次の「3～6の安全管理措置」を講じてください。

#### 3 組織的安全管理措置

- ① 組織体制の整備
- ② 取扱規程等に基づく運用
- ③ 取扱状況を確認する手段の整備
- ④ 情報漏えい等事案に対応する体制の整備
- ⑤ 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

#### 4 人的安全管理措置

- ① 事務取扱担当者の監督
- ② 事務取扱担当者の教育

#### 5 物理的安全管理措置

- ① 特定個人情報等を取り扱う区域の管理
- ② 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- ③ 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止
- ④ 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

#### 6 技術的安全管理措置

- ① アクセス制御
- ② アクセス者の識別と認証
- ③ 不正アクセス等の防止
- ④ 情報漏えい等の防止



上記の「安全管理措置」については、中小規模事業者（従業員数が、100名以下の事業者等）に対する「特例」を設けることで、実務への影響に配慮されています。詳しくは、「特定個人情報保護委員会」が作成した「ガイドライン」を参照してください。

## 8 番号制度（安全管理措置）に関するよくある「ご質問」



Q 具体的に「安全管理措置」とは、どう対応すればよいのか？



A 必要となる「安全管理措置」は、事業規模、保有する特定個人情報等の量や性質、情報漏えい・滅失・毀損等による影響等により異なります。情報漏えい等の事案発生時の抑止、未然防止及び検知並びに事案発生時の拡大防止等の観点から、適切に判断いただき、事業の実情や「ガイドライン」に沿った措置を講じていただければ十分と考えますが、詳細は、「特定個人情報保護委員会」にお尋ねください。

- 特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の取扱いについては、「特定個人情報保護委員会」が作成した「ガイドライン」を踏まえた対応をお願いします。

ガイドラインのダウンロードはこちら

特定個人情報保護委員会

検索